

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について（お客様及び関係者の皆様へ）

社会福祉法人光仁会富竹の里は、感染拡大を防止するため、次のとおり基本方針を定めましたので、皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお詳細については、各事業所にご確認ください。

1 基本方針

- (1) ご利用者及び職員並びにその家族の生命の安心と安全・健康状態の維持・持続を最優先する。
- (2) 感染拡大を防止します。

2 職員の対応

- (1) 出勤前に自宅での検温を実施します。
- (2) 発熱等のかぜ症状がある場合は、出勤前に所属長へ連絡し、自宅療養や医療機関受診について協議します。
- (3) 日常の手洗い、うがい、アルコール消毒、咳エチケット等の感染予防策を実施します。
- (4) マスクを着用します。(原則1日1人1枚)
- (5) 不要不急な外出を自粛します。
- (6) 研修会、会議等への参加や実施を自粛します。やむを得ず実施する場合は、場所、時間に配慮します。
- (7) 公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、休日の過ごし方にも注意をし、感染予防に努めます。
- (8) 十分な睡眠とバランスの取れた食事摂取などで基礎体力を維持します。
- (9) 職員自身及び家族等の健康状態等の報告を徹底します。
- (10) 厚生労働省が示す新型コロナウイルス感染の疑いがある場合に該当するときは、決して我慢することなく「有症状者相談窓口（保健所）」に相談をし、適切なアドバイスを受けるとともに指示に従います。
- (11) 感染した場合は、行政や医師の指示等に従います。
- (12) その他インフルエンザ等の対応に準じます。

3 ご利用者等への対応

- (1) ご利用者又はご家族に体調不良が見られる場合は、在宅サービスのご利用を中止します。
- (2) ご利用者及びそのご家族への注意喚起や情報提供等を適宜実施します。
- (3) 面会は、以下の場合を除き、原則全面中止とします。
 - ① 状態説明など施設から依頼されての面会
 - ② 看取りなどの理由での付き添いや面会
 - ③ 諸手続きなどご利用者の署名及び同意が必要な場合 など
- (4) 感染した場合（疑われる場合を含む）は、行政や医師の指示等に従います。
- (5) その他インフルエンザ等の対応に準じます。

4 その他

- (1) クラブ活動等で、外部のボランティア等の参加する活動は中止します。
- (2) 業者の事業所内立ち入りを原則禁止とします。やむを得ず立ち入りが必要な場合は、検温等を実施します。
- (3) 事業所内を清潔に保ち、安心して利用していただけるよう努めます。
- (4) その他、国等の方針や医師等と相談するなどして決定します。
- (5) この方針は、適宜改正します。

5 適用期間

この方針の適用期間は、制定日からとし、今後の状況を見て判断します。

【改正経緯】

令和2年2月18日制定

令和2年3月11日改正